

〔流山市議会基本条例〕

平成21年3月24日可決（4月1日施行）

逐条解説

「今・変わる！流山市議会」

平成21年3月
（平成22年2月一部改正）
（平成23年9月一部改正）
（平成25年3月一部改正）
（平成26年6月一部改正）
（令和8年6月一部改正）

流山市議会

流山市議会基本条例（平成21年3月30日条例第10号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第3条―第8条）

第3章 市民と議会の関係（第9条・10条）

第4章 議会と行政の関係（第11条―第15条）

第5章 自由討議の保障及び拡大（第16条）

第6章 委員会の活動（第17条）

第7章 政務活動費（第18条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条―第24条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第25条―第27条）

第10章 条例の検証及び見直し手続（第28条）

附則

流山市政は、流山市民（以下「市民」という。）の負託によるものであって、その権利の源は市民にある。その権能は、選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と選挙によって選ばれた議員によって構成される流山市議会（以下「議会」という。）が、市民福祉の向上のため、市民の要望を把握して行使する。

この条例は、主権在民を基調とする民主主義の原理に基づいている。

市政の運営は、日本国憲法に基づく二元代表制の下で、市長と議会は市民の負託を更に重く受け止めて活動し、市長は執行機関として、議会は合議制の議事機関として、それぞれの異なる特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。そして、市長と議会には、緊張関係の下で、論点及び争点を明確にし、流山市にとって最良の意思を決定することで、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充

し、これを生活者の視点に立った「地方政府」に近づけていくことが求められている。

よって議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が求められている。

さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由かつたつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

議会は、この崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに流山市議会基本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

◆ 第 1 条の解説 ◆

条例の目的は、議会運営における規範的事項を明文化することにより、市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与することであると規定しています。ここでの「地方自治の本旨」とは、日本国憲法で定められている「住民自治」と「団体自治」です。「住民自治」とは、その地域の住民の意志に基づいて地方行政の運営が行われることをいいます。「団体自治」とは、地方の運営は地方の住民の意思を反映した、国とは別個の統治機構によって自主的に団体の事務（地方の行政）を担当する機能を有することをいいます。つまり、国の政府から独立した地方固有の政府の存在を認めるものです。地方の実情は地方によって様々であり、これを国が一元的に処理することは非効率で不合理であるから各地方に決定権を委ねるべきである、という地方分権の考え方の源です。

（他の条例との関係）

第 2 条 第 1 条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運

営に関する条例、規則等を制定してはならない。

◆第2条の解説◆

議会運営に係る条例や、規則等を制定する場合には、この議会基本条例の趣旨と整合を図らなければならないことを規定しています。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

(議会の運営原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- (1) 公開性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視すること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (4) 議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- (5) 流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）、流山市議会委員会条例（昭和42年流山市条例第11号。以下「委員会条例」という。）及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (6) 分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

◆第3条の解説◆

地方公共団体の議会は、住民によって直接選挙された議員で構成される議事機関です。

議事機関とは、議会が地方公共団体の意思を決定する機関であることを意味し、このことは憲法93条で定められています。

議会には、条例を制定し、地方公共団体の行政運営の基本的事項を議決し、市政運営のチェックを行う責務があります。その際には、市民の間に存在する多様な関心や意見を集約したものを議会に反映させ、議員相互間の討論を十分に尽くして合意形成することや、分かりやす

い言葉や表現を用いた自律的議会運営に努めなければなりません。
市民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会を実現していくために
必要な議会運営の6つの原則を本条において規定しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。
- (3) 議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。

◆第4条の解説◆

- ① 議会は、言論の府として多数の議員による合議を重視する組織であり、その役割を果たすため、議員相互間の自由かつ達な討議を推進することを規定しています。
- ② 議員は議会を構成する一員であり、市政全般の課題と市民の多様な関心や意見を的確に把握することに努めて、市民全体の福祉向上のために活動することを規定しています。
- ③ 議員は自己研鑽等によって政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行う活動に努めていくことを規定しています。

(会派)

第5条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

◆第5条の解説◆

- ① 議員は、同一理念を持つ他の議員と結成した政策集団を、議会活動を行うための会派として届け出るところが出来るとい、会派の結成根拠について規定しています。
- ② 会派は、政策等について十分な議論を尽くしたその意思について、会議において意見表明できることを規定しています。

(代表者会議)

第6条 代表者会議について必要な事項は、流山市議会代表者会

議要綱（平成21年流山市議会告示第1号）で定めるものとする。

◆第6条の解説◆

代表者会議の目的・構成・運営などについては、流山市議会代表者会議要綱で明確にしていくことを規定しています。

（全員協議会）

第7条 全員協議会について必要な事項は、流山市議会全員協議会要綱（平成21年流山市議会告示第2号）で定めるものとする。

◆第7条の解説◆

全員協議会の目的・構成・運営などについては、流山市議会全員協議会要綱で明確にしていくことを規定しています。

（議長の権限と役割）

第8条 議長の権限については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に定めるところによるものとし、その役割については、会議規則で定めるものとする。

◆第8条の解説◆

議長の権限については、法に定められているものであり、その役割については、会議規則で明確にしていくことを規定しています。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第9条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

◆第9条の解説◆

① 議会が市民に対して果たすべき重要な責任は、活動の情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分果たすことであると規定しています。

② 市民と議会は、今後も双方向の関係を築いていくことが必要であり、

市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民の関心や意見を把握して、議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大に努めていくことを規定しています。

（議会報告会）

第 10 条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

◆ 第 10 条の解説 ◆

前条第 2 項の「市民との意見交換の場」の 1 つとして、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接お聞きする貴重な機会として議会報告会を位置づけて実施していくことを規定しています。なお、議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途定めていくことを規定しています。

第 4 章 議会と行政の関係

（議会と市長等との関係）

第 11 条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 会議における議員と法第 121 条の規定により議場に出席した者（以下この条において「説明員」という。）は、論点及び争点を明確にしなければならない。

3 会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、説明員は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

◆ 第 11 条の解説 ◆

① 議会審議において議員と市長等とは緊張関係を保持することを規定しています。

② 二代表制における議会と説明員とは、緊張関係を保持し、会議の論点及び争点を明確にするために、一般質問での一問一答方式の積極的な活用をすることと、説明員から議員へ反問することができる旨を

規定しています。

（適正な議会費の確立）

第 1 2 条 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

◆ 第 1 2 条の解説 ◆

予算編成権は市長の専決事項ですが、議会は、二元代表制の一翼を担う立場から、適正な議会活動を行うための「議会費」について、議論を十分尽くし、議会自らが「予算要望書」を作成して議長を通じて市長に提出できることを規定しています。

（法第 9 6 条第 2 項の議決事件）

第 1 3 条 法第 9 6 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件は、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画を策定することとする。

◆ 第 1 3 条の解説 ◆

法第 9 6 条第 1 項では、議会で決定しなければならない（議決）事項を規定していますが、第 2 項で、それら以外に重要なものは条例により決める事ができるという規定になっています。

この議会基本条例では、議会と市長等が透明性の高い責任をともに担うために、市政運営の総合的な指針となる基本構想に基づく基本計画についても、あらたに議決項目とすることを規定しています。

（市長による政策形成過程の説明）

第 1 4 条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- （１）政策等を必要とする背景
- （２）提案に至るまでの経緯
- （３）市民参加の実施の有無及びその内容
- （４）他の自治体の類似する政策との比較検討
- （５）総合計画における根拠又は位置付け
- （６）政策等の実施に係る財源措置
- （７）将来にわたる政策等の効果及びコスト

◆第14条の解説◆

市長等が、重要な政策等を提案する場合7つの条件を示す説明責任のルール化を規定しています。これは、政策水準の向上と、議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、政策等を必要とする背景から将来コストまでの説明を求めることで、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。ここで言う重要な政策等とは、中・長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業です。

(予算及び決算における説明)

第15条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

◆第15条の解説◆

市長等は、予算や決算の審議においても、市民の代表である議員の議会審議が深めやすいよう、前条の主旨に準じた分かりやすい説明資料の作成などを行うよう規定しています。

第5章 自由討議の保障及び拡大

(自由討議の保障及び拡大)

第16条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を重視し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

◆第16条の解説◆

① 議会は討論の場（言論の府）であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を重視した運営に努めていくことを規定しています。

② 自由討議を積極的に推進し、議員間において多様な意見を出し合うことにより、議員自らも、積極的な政策提言や条例提案等に努めることを規定しています。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第17条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。

◆第17条の解説◆

① 議会は、委員会のもつ専門性と特性を活かして、市政の諸課題に適切に対応する運営に努めることを規定しています。

② 委員会は適切な運営に当たって、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことについて規定しています。

③ 委員会においても、公正性、透明性を心がけることは勿論のこと、市民にわかりやすい審査に努めることを規定しています。

④ 委員会は、現在、特別な事情を除くほか、許可制ではなく原則公開されおり、今後も委員会条例に沿った透明性のある開かれた運営を行うことを規定しています。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第18条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、流山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年流山市条例第1号。以下「政務活動費条例」という。）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書（領収書等の証拠書類を含む。）及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及

び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

◆第18条の解説◆

①法を根拠とする政務活動費の交付に関して、既定の条例、規則を遵守し、公正性、透明性の観点から収支報告書及び会計帳簿については、情報公開コーナーにおいて公開し、さらに市議会ホームページにおいても積極的に掲載することを規定しています。また、領収書の公開については、流山市情報公開条例（平成9年流山市条例第1号）に準じて行っています。

②政務活動費条例の改正に当たっては、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や、将来展望など総合的な見地から、議会の役割や活動状況を踏まえて十分議論することを規定しています。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

（災害等の対応）

第19条 議会は、大規模災害等の緊急事態の発生時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 大規模災害等の緊急事態の発生時の議会の対応体制、行動基準その他必要な事項は、議会が別に定める。

◆第19条の解説◆

①大規模災害等の緊急事態の発生時において、議会が迅速かつ適切に対応するために必要な組織体制の確立に努めることを定めたものです。なお「大規模災害等の緊急事態」とは、地震や風水害等の自然災害に限らず、感染症のまん延その他これらに類する事態を含みます。

②緊急事態発生時における議会の対応体制、行動基準その他必要な事項については、議会が別に定めることを規定したものです。対応体制、行動基準等については適宜見直して定めることが望ましいことから、条例では枠組みを定め、具体的な事項については別に定めるマニュアル等において規定することとしています。

（議員研修の充実強化）

第20条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例のほか議会関係

諸法令等に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

◆第20条の解説◆

①一般選挙後を経た任期開始後、この条例の理念を共有するために、新しく当選した議員を中心に、議会基本条例をはじめ、議会運営全般に関する基本事項や行政関連の基本的な知識を身につけるための研修を義務付けることを規定しています。

②議員の資質向上および政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図っていくことを規定しています。

③前項に定める議員研修では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

◆第21条の解説◆

①議会の政策提案機能等を補助する、議会事務局の体制整備について規定しています。

②事務局職員の任命権者である議長は、前項に規定する議会事務局の体制整備のため、大学研究機関や専門家等と積極的な連携を図り、補助機能や専門性の充実強化を図ることが出来ることを規定しています。

(議会図書室の利用)

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室が市民にとって利便性が高いものとなるよう努めるものとする。

3 議会図書室の管理については、流山市議会図書室管理規程（平成20年流山市議会訓令第1号）に定めるものとする。

◆第22条の解説◆

①議会は、法第100条17項の「議会図書室の設置」規定により、官報、広報、刊行物の公文書の保管義務は当然であるが、議員の政策形成及び立案能力向上のため、関連図書を充実すること規定しています。②唯一、過去の議事録や議会に関する文書を保管しているのが議会図書室であることから、市民への情報公開の面からも、議会図書室が市民にとって利便性が高いものとなるよう努めることを規定しています。

（議会広報の充実）

第23条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

◆第23条の解説◆

本条例の第9条で積極的な情報公開を規定していますが、ここでは、その具体的手段として、市政の重要な情報を市民に周知するために、議会ホームページなどICT（インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー／情報通信技術）の発達を踏まえた広報の充実に努めていくことを規定しています。

（専門的知見の活用）

第24条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

◆第24条の解説◆

市の直面する重要課題に対応するために、議会自らがイニシアチブをとって、大学等研究機関（専門的知見）や専門家等との連携を積極的に活用し、その重要課題の解決を行うことができることを規定しています。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第25条 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、流山市議会議員政治倫理条例（平成19年流山市条例第18号。以下「政治倫理条例」という。）を、遵守しなければならない。

◆第25条の解説◆

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしない等、議員の責務を正しく認識し、政治倫理条例を遵守した議員活動を行うことを規定しています。

（議員定数）

第26条 議員定数は、流山市議会議員の定数を定める条例（平成14年流山市条例第25号）で定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

◆第26条の解説◆

①議員定数については、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や、人口などの将来展望について、参考人制度等の活用により市民の意向を把握しながら総合的に検討していくことを規定しています。

②定数の改正は、市長の提案権は認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案する場合は、総合的な検討に基づいた十分な説明を行うものと規定しています。なお、市民からの直接請求については、この限りではありません。

（議員報酬）

第 27 条 議員報酬は、流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年流山市条例第 64 号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができる。

3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

◆ 第 27 条の解説 ◆

① 報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用し、市民の意向を把握できることを規定しています。

② 議会は、把握した結果について、議長を通じて市長に提出できることを規定しています。

第 10 章 条例の検証及び見直し手続

（条例の検証及び見直し手続）

第 28 条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

◆ 第 28 条の解説 ◆

① 条例の検証とその結果の公表について規定しています。この条例の検証については、特別委員会の議論の中では原則 2 年毎が望ましいとされ、検証方法及び公表方法を含めた期間などの詳細については、議会運営委員会で決定するものとしています。

② 検証の結果を受け、必要に応じてその適切な対応措置を講じることを規定しています。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成２２年２月２３日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年９月７日条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年２月２７日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１８条（見出しを含む。）の改正規定は、平成２５年３月１日から施行する。

附 則（平成２６年６月３０日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年６月９日条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。